

新型コロナウイルス感染症関連の保証制度一覧表（令和2年10月12日現在）

制度	協会制度			県制度融資「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」				県制度融資「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」				
	認定書	セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号		セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号	認定書なし
対象者	売上要件（※1）	20%以上減少	15%以上減少	5%以上減少	20%以上減少	15%以上減少	【小規模個人事業主】（※2） 5%以上減少	—	20%以上減少	15%以上減少	10%以上減少	
	業歴要件	3か月以上			3か月以上							
制度限度額（※3）	2億8,000万円（うち無担保8,000万円）		2億8,000万円（うち無担保8,000万円）	2億8,000万円（うち無担保8,000万円）	4,000万円（※6）				8,000万円			
融資期間（据置期間）	・運転資金 10年以内 ・設備資金 10年以内	・運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間2年以内）	・運転資金 10年以内 ・設備資金 10年以内	・運転資金 10年以内（据置期間5年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間5年以内）	・運転資金 10年以内（据置期間5年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間5年以内）	・運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間2年以内）	・運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間2年以内）	・運転資金 10年以内（据置期間3年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間2年以内）	・運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間2年以内）	・運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間3年以内）	・運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間3年以内）	・運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・設備資金 10年以内（据置期間3年以内）
返済方法	一括返済または分割返済	均等分割返済	一括返済または分割返済	均等分割返済（ただし、融資期間が1年以内の場合、一括返済も可）				均等分割返済				
保証料率	年0.70%	年0.80%	年0.68%	年0.85%⇒0.00%（ただし、経営者保証免除の場合、年1.05%⇒0.00%）（※4）		年0.85%⇒0.425%（ただし、経営者保証免除の場合、年1.05%⇒0.525%）（※4）		年0.60%	年0.80%	年0.58%	年0.28%～1.20%	
融資利率	金融機関所定の金利			年1.90%（ただし、当初3年間は年0.00%）		年1.90%		年1.30%		年1.40%		
責任共有	対象外（100%保証）		対象（80%保証）	対象外（100%保証）		対象（80%保証）		対象外（100%保証）		対象（80%保証）		
取扱期間等	指定区域：全都道府県 指定期間（※5）：令和2年2月28日～令和2年12月1日	指定期間：令和2年2月1日～令和3年1月31日	指定業種：全業種 指定期間：令和2年5月1日～令和3年1月31日	保証申込受付期間：令和2年5月1日～令和2年12月31日				保証申込受付期間：令和2年4月28日～令和2年12月31日				
必要書類	・認定書			・認定書 ・申込書（様式第1号） ・経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応の適用を受ける場合） ・金融機関チェックシート				・認定書 ・申込書（様式第1号） ・売上減少状況等報告書（様式第3号-2） ・資金使途明細表（様式第5号）			・申込書（様式第1号） ・売上減少状況等報告書（様式第3号-2） ・資金使途明細表（様式第5号）	

※1 売上減少率は、「直近1か月売上高実績」と「今後2か月を含めた3か月間の売上高見込み」の両方が前年同月比で基準を満たすことが必要です。

※2 小規模個人事業主とは、常時使用する従業員の数が20人以下のものをいいます（商業またはサービス業は5人以下。ただし、宿泊業および娯楽業は20人以下）。

※3 セーフティネット保証（4号、5号を含む）の限度額2億8,000万円（無担保8,000万円）、危機関連保証の限度額2億8,000万円（無担保8,000万円）は、一般保証の限度額2億8,000万円（無担保8,000万円）とは各々別枠です。

※4 条件変更に伴い生じる追加保証料は、事業者負担となります。

※5 指定期間は、3か月ごとの調査の上、必要に応じて延長されます。

※6 限度額は、3,000万円から4,000万円に引き上げられました（令和2年6月18日～）。